

広島県告示第五百五十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十五年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
阿賀南八丁目地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二号を平成六年九月二十二日広島県告示第八百八十二号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。
ただし、標柱一号は「告示」で指定した土地に存する標柱四号と同一とし、標柱二号は「告示」で指定した土地に存する標柱三号と四号を結んだ線上とする。

郡市・区	町	地番	標柱番号
呉市	阿賀南八丁目	七八〇六番一	標柱一号
		七七九四番	標柱二号及び三号
		甲七七九一番	標柱四号
		七八〇五番	標柱五号